交通管制センターの運用に関する訓令(昭和56年3月27日県警察本部訓令第5号)

最終改正:平成31年02月28日

○交通管制センターの運用に関する訓令

昭和56年3月27日 県警察本部訓令第5号

交通管制センターの運用に関する訓令を次のように定める。

交通管制センターの運用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通管制センターの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交通管制センターの名称は、長野県警察本部交通管制センターとし、交通管制センターの位置は、 長野市三輪(長野中央警察署内)とする。

(所掌事務)

- 第3条 交通管制センターにおいては、次の事務をつかさどる。
- (1) 交通管制システムの計画、実施、運用及び保全に関すること。
- (2) 交通情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 交通管制システムの調査及び研究に関すること。
- (4) 路線自動感応系統の計画、運用及び保全に関すること。

(指揮監督)

第4条 交通管制官は、交通規制課長の命を受けて交通管制センターの警察職員を指揮監督し、交通管制センターの機能が十分に発揮されるよう努めなければならない。

(電子計算システムの運用管理)

- 第5条 交通管制センターにおける電子計算システムの運用管理は、長野県警察における警察情報管理システムの運用等に関する訓令(平成23年長野県警察本部訓令第4号)の規定に準じて行うものとする。 (補則)
- 第6条 この訓令に定めるもののほか、交通管制センターの運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月7日県警察本部訓令第12号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成2年8月7日から施行する。

附 則 (平成11年4月26日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年11月20日県警察本部訓令第20号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。